

令和2年度

第12回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

第 1 2 回 総 会 議 事 録

1 開催日時 令和 3 年 3 月 1 7 日 (水) 午後 2 時 5 5 分から午後 4 時 1 0 分

2 開催場所 静岡市役所本館 3 階 第一委員会室

3 出席委員 (2 0 人)

会長 1 3 番 西ヶ谷量太郎

会長職務代理者 (副会長) 1 2 番 徳田 雅亮

委員 1 番 伊藤 修司 2 番 遠藤 公夫 3 番 大石 雅章

4 番 大石 泰子 5 番 大塚 師輝 6 番 佐藤 直美

7 番 佐藤 操 8 番 白岩 正行 9 番 杉山 寿朗

1 0 番 鈴木 茂樹 1 1 番 鈴木 長一 1 4 番 西子 親慶

1 5 番 仁藤 雅巳 1 6 番 堀越 隆正 1 7 番 牧野 正昭

1 8 番 松永 一雄 1 9 番 望月 芳明 2 0 番 山田 常己

4 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 6 7 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

議案第 6 8 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 6 9 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 7 0 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 7 1 号 非農地証明申請について

議案第 7 2 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について

報告第 4 8 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

報告第 4 9 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び同法第 5 条第 1 項第 7 号の規定
による届出について

報告第 5 0 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 5 1 号 相続税納税猶予の関する適格者証明願いについて

5 農業委員会事務局職員

事務局長 青島 浩義、次長 山本 正浩、次長補佐兼農政係長 水嶋 成彦、主査 田杉 真里、
農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、副主幹 小林 満明、主査 山本 昌明、主幹兼農地係長
望月 嘉里、主査 松永 文雄、主査 竹本 公彦、主任主事 奥山 雅吉、主任主事 石川 尚美

6 農地利用課職員

主事 寺園 理帆

7 会議の概要

議長 ただ今から令和2年度第12回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日は委員20名全員での開催です。静岡市農業委員会総会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

16番 堀越 隆正委員、17番 牧野 正昭委員にお願いいたします。次に委員の皆様にお願ひがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いします。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告の上、ご発言ください。それでは、最初に議案第67号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第67号朗読】**

計画は2ページから26ページに記載のとおり133件でございます。内容につきましては、担当の農地利用課職員から説明いたします。

議長 この議案の中に出席委員に関する案件があります。農業委員会等に関する法律に議事参与の制限が規定されていますので、委員は一時退席をお願いします。

(委員退席)

議長 それでは、担当の農地利用課職員から、内容説明の説明をお願いします。

農地利用課 それでは、本日、3月の総会で決定を得たい議案の説明をさせていただきます。令和3年3月30日に公告を予定している農地中間管理事業については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっているため、農業委員会に審議をお願いするものです。今回の農用地利用集積計画(案)につきましては、2ページから26ページにありますとおりで、貸借契約数としては133件200,663.18㎡になります。また、資料1として総括表がありますので、そちらも併せてご覧ください。作目、貸借の種類別の面積を記載しています。集積計画書(案)の表ですが、左側から、整理番号、公募地区名、貸し手の住所氏名、借り手の住所氏名、その横に契約する土地の地番、現況地目、面積があり、利用権の種類、土地利用の作目、契約年数、契約期間、賃借料が記載してあり、一番右の欄には、中間管理での貸借が新規なのか更新なのかの記載となります。以上、簡単ではございますが、農

地利用集積計画（案）の説明とさせていただきます。

議長 次に、ただいまの説明に関連し事務局から補足説明をお願いします。

事務局 ただいまの説明のありました農地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。事業実施主体が静岡県中部農林事務所になるため、こちらで把握している範囲にはなりますが、補足説明をさせていただきます。今回の集積計画案につきましては、地区基盤整備事業にかかる農地集積であり、昨年の工区に引き続き、今回は工区に係る集積になります。工区と同様、農業者の費用負担を求めない農地中間管理事業関連基盤整備事業による基盤整備としています。そのため本体の基盤整備事業を実施する上で、事業対象農地の全てについて農地中間管理権の設定が求められ、その設定期間が15年以上である等の要件に沿った集積計画としております。なお、本市における集積計画の公告時期は7月と12月の年2回実施しており、この集積案件につきましても、当初は12月公告での集積を予定しておりましたが、基盤整備事業にかかる地権者の同意に時間を要したため、今回、臨時的に集積計画の公告を行うことになったことからご審議をお願いするものであります。補足の説明は以上です。

議長 これより、質疑に入ります。議案第67号について、発言のある方は挙手をお願いします。

3番 基盤整備事業になるが、減歩率はどのくらいになるのか。

事務局 そこまでの情報は、ございません。

5番 エリア全体の所有者は、賛成していますか。

事務局 県が主体なので、そこまでは把握しておりませんが、所有者のへの確認をしているところだと思われま。

議長 発言もないようですので、議案第67号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第67号は、原案のとおり決定いたしました。一時退席中の委員には、自席にお戻りいただきます。

(委員着席)

議長 次に、議案第68号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案第68号朗読】

申請は28ページ、29ページに記載のとおり8件でございます。

議長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号104番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのことです。

11番 ただいま事務局から説明ありました1件につきまして、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局 2班です。整理番号105番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、親族による持分移転です。整理番号106番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲り受け人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのことです。整理番号107番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのことです。

19番 ただいま事務局から説明ありました3件につきまして、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局 3班です。整理番号108番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は要望に応え、話がまとまり申請に及んだものです。整理番号109番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は要望に応え、話がまとまり申請に及んだものです。整理番号110番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は要望に応え、話がまとまり申請に及んだものです。

15番 ただいま事務局から説明ありました3件につきまして、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局 4班です。整理番号111番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は要望に応え、売買の話がまとまり申請に及んだものです。

17番 ただいま事務局から説明ありました1件につきまして、4班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第68号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第68号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第69号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第69号朗読】**

申請は31ページに記載のとおり1件でございます。

議 長 それでは、地区審査を行いました4班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 4班です。整理番号18番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請人は実家にて生活しておりますが、手狭なことから、実家から独立して生活したいため、申請に及んだものです。農地区分は第1種農地で、不許可の例外のにじみ出しに該当します。隣接農地は申請者の農地となっており、排水等については特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われま

17番 ただいま事務局から説明ありました1件につきまして、4班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 他に発言もないようですので、議案第69号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第69号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第70号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第70号朗読】**

申請は33ページに記載のとおり2件でございます。

議 長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 3班です。整理番号79番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は建設業を営み、県内に本店を置く法人です。申請事由ですが、申請者は葵区のクリニック建設の一部を請け負いました。そのため、露天資材置場及び仮残土置き場が必要になったことから、この周辺の土地を探していたところ、土地所有者と話がまとまり一時転用の申請に及んだものです。転用期間は1年です。農地区分は第1種農地及び第3種で、第1種農地については不許可の例外の一時転用に該当しません。転用終了後は、畑としてキャベツを耕作する、作付け確約書が提出されています。隣接農地への被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。なお、隣接地の土地所有者及び部農会へは説明済となっています。この案件については、地区審査会で現地調査を行いましたので、後ほど班長から報告があります。

15番 職員から説明がありました、整理番号79番は地区審査会で、現地調査を行いましたので報告させていただきます。申請地は、単管、バリケード、木材、砕石などの資材及び残土仮置場として使用します。砕石、残土については、隣地との間を2m程度あけ、且つ高さを抑えることで周辺に被害が及ばないように対応します。また、周囲はネットフェンスを設置します。申請地への出入口は、東側の1カ所のみ使用します。排水については、砂利敷のため雨水は自然浸透です。水の使用は、ありません。隣接地の土地所有者及び部農会へは、説明済となっています。以上のことから3班として許可相当と判断します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

事務局 4班です。整理番号80番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、使用借人は三人兄弟の長男で、現在両親と三男と実家にて生活をしています。しかし三男が病気のため介護が必要な状況で、次男家族と同居することとなり現在の住居が手狭なことから、分家住宅を建てたく使用貸人である父と話がまとまり、申請に及んだものです。農地区分は第1種農地と判断され、不許可の例外のにじみ出しに該当します。隣接農地は申請者の農地となっており、排水等については特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。

17番 ただいま事務局から説明ありました1件につきまして、4班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

12番 整理番号79番ですが、同じ場所なのに、第1種と第3種に分かれているのはなぜなのか。

事務局 筆ごとの判断となるため、第1種、第3種とわかれましては、ライフラインが関係してまいります。

5番 第3種の筆の通りは、全て第3種の判断になるのか。
事務局 あくまでも筆ごとの判断になります。

議長 他に発言もないようですので、議案第70号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第70号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第71号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第71号朗読】**

申請は35ページに記載のとおり7件となります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

議長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号27番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、宅地です。こちらの案件ですが、所有者の亡叔父が昭和34年に居宅を建築、昭和44年に増築し現在に至り、証明基準2の建築物等が設置されている土地に該当します。令和3年3月2日に、地区担当農業委員の立会いのもと現地調査を行い、確認をしていただきました。整理番号28番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、宅地です。こちらの案件ですが、昭和46年に亡夫が農業用倉庫として建築し、現在に至り、証明基準2の建築物等が設置されている土地に該当します。令和3年3月2日に、地区担当農業委員の立会いのもと現地調査を行い、確認をしていただきました。整理番号29番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、山林です。こちらの案件ですが、平成10年に贈与により農地を取得したが体調を崩し、耕作されない状態が続いた事で現在に至り、証明基準5の耕作されない状態が続いた事で森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地に該当します。令和3年3月2日に、農業委員のもと航空写真等を確認していただきました。整理番号30番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、山林です。こちらの案件ですが、平成12年より、父が死亡して以降、耕作されない状態が続いた事で現在に至り、証明基準5の耕作されない状態が続いた事で

森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地に該当します。令和3年3月3日に、農業委員の立会いのもと航空写真等を確認していただきました。整理番号31番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、山林です。こちらの案件ですが、昭和49年より、祖母が死亡して以降、耕作されない状態が続いた事で現在に至り、証明基準5の耕作されない状態が続いた事で森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地に該当します。令和3年3月3日に、農業委員の立会いのもと航空写真等を確認していただきました。

11番 以上、職員から説明がありました5件につきましては、1班としては承認することが適当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 2班です。整理番号32番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、宅地です。こちらの案件ですが、昭和62年に亡父が居宅を建築した際、申請地を進入路として使用し現在に至り、証明基準3の道路敷として利用されている土地に該当します。令和3年3月2日に、地区担当農業委員の立会いのもと現地調査を行い、確認をしていただきました。

19番 以上、職員から説明がありました1件につきましては、2班としては承認することが適当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 3班です。整理番号33番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は宅地です。こちらの案件ですが、証明基準2建築物が設置されている土地に該当します。令和3年3月1日に、地区担当農業委員の立ち会いのもと現地調査を行い、確認をしていただきました。

15番 以上、職員から説明がありました1件につきましては、3班としては承認することが適当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 ただいまの議案第71号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第71号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第71号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第72号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第72号朗読】**

申出は37ページ、に記載のとおり6件であります。内容につきましては、担当

職員から説明いたします。

事務局 整理番号42です。こちらの生産緑地は平成17年に指定されました。土地区画整理事業により、令和2年5月に換地されたため、耕作できない状況にありました。3月2日に現地調査を実施し、申請者へ聞き取りを行いました。整理番号43です。こちらの生産緑地は平成24年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約300日農作業に従事していました。3月2日に現地調査を実施し、申請者へ聞き取りを行いました。整理番号44です。こちらの生産緑地は平成18年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約300日農作業に従事していました。3月2日に現地調査を実施し、申請者へ聞き取りを行いました。整理番号45です。こちらの生産緑地は令和元年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約250日農作業に従事していました。3月2日に現地調査を実施し、申請者へ聞き取りを行いました。整理番号46です。こちらの生産緑地は平成21年と平成22年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約240日農作業に従事していました。3月2日に現地調査を実施し、申請者へ聞き取りを行いました。整理番号47です。こちらの生産緑地は平成24年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約300日農作業に従事していました。3月2日に現地調査を実施し、申請者へ聞き取りを行いました。

議長 ただいまの議案第72号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第72号について、原案のとおり承認よいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第72号は、原案のとおり承認いたしました。次に、報告事項に入ります。報告第48号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第48号朗読】

通知は39ページの3件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。詳細につきましては、担当職員より説明いたします。

事務局 それでは、合意解約について説明させていただきます。整理番号117番については、賃貸人が農地を売買するため、合意解約しました。整理番号118番については、地区基盤整備事業のため、合意解約しました。23ページ、議案第67号、農用地利用集積計画、整理番号116で賃借することになっております。整理番号

119番については、暗渠の不具合により排水が滞り、農作業効率が著しく悪いため、合意解約しました。

議長 ただいまの報告第48号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第48号を終わります。

次に、報告第49号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第49号朗読】

届出は41ページから45ページの50件がございました。その内訳は、4条の転用が14件、5条の転用が36件で、内訳としましたは、所有権移転が30件、賃借権設定が1件、使用貸借による権利の設定が5件でございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第49号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第49号を終わります。

次に、報告第50号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第50号朗読】

届出は47ページから49ページの37件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第50号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第50号を終わります。

次に、報告第51号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第51号朗読】

申出は51ページの2件がございました。内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、交付いたしました。なお、詳細につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 整理番号13は、2月4日、最適化推進委員と整理番号14は、2月9日、最適化推進委員と現地確認を行いました。以上2件、当該農地はすべて耕作がされており、相続人は今後も引き続き農業経営を行うと認められる者であったため、適格者証明を交付しました。

議長 ただいまの報告第51号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第51号を終わります。

以上をもちまして、静岡市農業委員会第12回総会を閉会いたします。